

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

永栄工業株式会社

住所

619-0213 京都府木津川市市坂久保川138番地

フリガナ 代表者氏名

代表取締役 永野 義久

電話番号

電話 0774-72-1665

FAX番号

FAX 0774-72-8124

メールアドレス E-mail: eiei2002@if-n.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 永栄工業株式会社
住 所 1619-0213 京都府木津川市市坂久保川88番地
代表者氏名 代表取締役 永野 義久



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	エイエイコウギョウカブシカイシャ 永栄工業株式会社		
住 所	京都府木津川市市坂久保川88番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ナガノ ヨシヒサ 永野 義久		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者氏名	代表取締役 永野 静子	代表取締役 永野 義久	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

永栄工業株式会社

1619-0213 京都府木津川市市坂久保川38番地

代表取締役 永野 義 久



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市市坂久保川38番地
永栄工業株式会社

会社法人等番号	1300-01-037072		
商号	永栄工業株式会社		
本店	京都府相楽郡木津町大字市坂小字久保川38番地		
	京都府木津川市市坂久保川38番地	平成19年 3月12日変更 ----- 平成19年 3月13日修正	
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成19年9月12日		
目的	1. 土木工事及び建築工事の設計及び施行 2. 管工事の設計及び施行 3. 水道施設工事の設計及び施行 4. 水道衛生工事の設計及び施行 5. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 6. 造園業 7. 上記各号に附帯関連する一切の事業		
発行可能株式総数	2640株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 660株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する		
資本金の額	金3300万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	永野 義久	
			平成24年10月31日就任 ----- 平成25年 1月15日登記
	取締役	永野 静子	平成24年10月31日就任 ----- 平成25年 1月15日登記

京都府木津川市市坂久保川38番地
永栄工業株式会社

	取締役 中 操	平成24年10月31日就任
		平成25年 1月15日登記
	京都府相楽郡精華町大字祝園小字杉本3番地2 2	平成24年10月31日就任
	代表取締役 永 野 義 久	平成25年 1月15日登記
	監査役 永 野 さ ゆ り	平成24年10月31日重任
		平成25年 1月15日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 9月22日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 2年 4月14日

京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



定 款

(商号) 永栄工業株式会社

平成23年5月25日 変更

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、永栄工業株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1, 土木工事及び建築工事の設計及び施行
- 2, 管工事の設計及び施行
- 3, 水道施設工事の設計及び施行
- 4, 水道衛生工事の設計及び施行
- 5, 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- 6, 造園業
- 7, 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 京都府木津川市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は 2640 株とし、すべて額面株式する。

(株 券)

第 6 条 当社の株券は、すべて記名式とし、1 株券、5 株券、10 株券の 3 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求により、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失により再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは取締役会の決議により3月を超えない期間につき株主名簿の記載の変更を停止することができる。その場合にはこの期間の2週間前にこれを公告する。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届け出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は社長があたる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取 締 役 ・ 監 査 役 ・ 代 表 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。ただし欠員を生ずるも法定数を欠かない限り次期の定時総会まで、補欠選任を行わないことができる。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び、監査役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときにはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社に社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中より選任する。

- 2 社長は、当社を代表する。
- 3 社長のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第22条 社長は当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議をもって各別に定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第24条 当社の営業年度は毎年8月1日より翌年7月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

- 2 前項の配当金はその支払確定日から満3年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。

上記は、現行定款である。

令和 2 年 4 月 14 日

京都府木津川市市坂久保川38番地

永栄工業株式会社

代表取締役 永 野 義

